

平成23年3月4日

受益者の皆様へ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

**「BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型）
（愛称：ドリーム パスポート）」****マザーファンドの信託約款の変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、追加型証券投資信託「BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型）（愛称：ドリームパスポート）」（以下「当ファンド」）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて弊社では、このたび、当ファンドの投資対象である親投資信託「BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の信託約款の変更を行うことを予定しております。

変更の詳細につきましては、下記にてご確認下さい。なお、今回の変更にご同意いただけます場合は、特別なお手続きは必要ございません。

本変更につきまして、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定している信託約款の変更内容

マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先を、「BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス」（フランス）から「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネイザーランズ・エヌ・ブイ」（オランダ）に変更いたします。

2. 変更の理由

BNPパリバグループ内の組織変更により、当ファンドのマザーファンドの運用を行う部門が、BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスより、同グループ内の別法人であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネイザーランズ・エヌ・ブイへ移管されるためです。

3. 信託約款の変更による運用への影響

このたびの約款の変更は、BNPパリバグループ内の組織再編により、運用チームが異動するため変更となるものであり、当ファンドの運用方針等、運用においての実質的な変更はございません。

4. 変更日程と手続き

(1) 新聞公告日（日経新聞）	平成23年3月 4日
(2) 異議申立期間	平成23年3月 4日から平成23年4月 4日まで
(3) 信託約款変更届出	平成23年4月 7日
(4) 異議お申立受益者の買取請求期間	平成23年4月 7日から平成23年4月26日まで
(5) 約款変更適用日	平成23年4月28日

① 平成23年3月4日現在の受益者の皆様は、異議申立期間中に、委託会社（BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に対し、書面により、この信託約款変更に関する異議を述べる事が可能となります。

② 本変更においては、当ファンドの他、マザーファンドを投資対象とする他のファンドの受益者に対しても同様の手続きを行っております。当ファンドの異議を述べた受益者の受益権口数は、平成23年3月4日現在のマザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、他のファンド分と合算いたします。異議を述べた受益者の受益権の合計口数が、平成23年3月4日現在のマザーファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合には、平成23年4月28日を適用日として信託約款の変更を行います。

③ 信託約款の変更が行われた場合、異議を述べられた受益者は、当ファンドの受託会社（住友信託銀行株式会社）に対して、保有されている受益権の買取りを請求することができます。

※ 本変更に関する異議のある受益者の方のみお手続き下さい。ご同意いただける受益者の方は、特にお手続きいただく必要はありません。

■異議申立ての手続きについて

予定しております信託約款の変更に対し異議のある受益者の方は、下記1.の宛先に、書面（書式自由）に下記2.の内容をご記入の上、平成23年4月4日までに必着のご郵送にて異議をお申立て下さい。なお、重要なお客様情報が含まれるため、なるべく封書でのご郵送をお願い申し上げます。

1. 異議申立書の送付先

〒100-6739 東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 投信企画部 異議申立受付窓口

2. 記載事項

- (1) 異議申立の日付（異議申立書の発信日）
- (2) 申立先社名（BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）
- (3) 取扱い販売会社にお届出いただいている郵便番号、ご住所、お名前、ご捺印
- (4) ご連絡先電話番号
- (5) 取扱い販売会社名、部店名、口座番号
- (6) ファンド名（BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型））
- (7) 受益権の口数（平成23年3月4日現在） *ご不明の場合は販売会社へお問い合わせ下さい。
- (8) 異議を申立てる旨（文例:上記受益権について、平成23年4月28日付の約款変更^に異議を申立てます。）

3. ご注意点

- (1) 異議申立期間は平成23年3月4日から平成23年4月4日まで（必着）です。当該期間を過ぎて当社に到着した異議申立は無効となります。
- (2) 当社から販売会社へ確認を取らせていただく都合上、販売会社および部店名が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等には、ご異議の意思表示が無効となります。
- (3) この約款変更に対する異議申立の手続きに際し、受益者ご本人からの異議申立であること等の確認の目的で、お客様に関する情報を販売会社、委託会社および受託会社で共有します。なお、取得した個人情報、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく異議申立に対する手続き、および異議を申立てた受益者の買取請求に対する手続きを行うために利用し、他の目的では使用しません。

■異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

信託約款の変更が行われた場合には、異議をお申立てされた受益者は、平成23年4月7日から平成23年4月26日までの間に、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

- (1) 販売会社の担当窓口の本支店担当者に買取請求必要書類をご請求下さい。販売会社より、買取請求のご案内をお送りいたします。
- (2) 買取請求必要書類のご記入後、販売会社へご提出下さい。
- (3) 販売会社にて、本人確認等を行った上で、買取請求必要書類を委託会社へ送付
- (4) 委託会社にて、異議お申立受益者との本人確認を行った上で、買取請求必要書類を受託会社へ送付
- (5) 受託会社での買取請求必要書類の受理、当該信託財産による買取りの処理
- (6) 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込（お支払代金から振込手数料、振込手数料に係る税金および買取計算書の郵送費用を差し引かせていただきます。）

・上記の買取請求は、信託約款の変更に対し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託会社の信託財産に対して行なうものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。このご請求手続きは一部解約の実行請求に準ずるものとします。

・異議をお申立てされた受益者は、必ず受託会社への買取りを請求しなければならないということではありません。

・受託会社への買取請求を行った受益権については、販売会社への換金のお申込みを行うことができなくなりますので、ご留意下さい。

・異議をお申立てされた受益者が買取請求を行う際には、買取請求を行わなかった場合と比べて経済的に不利益となることがありますので、あらかじめご了承下さい。また、上記の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

・異議申立期間中ならびに信託約款変更日以降（買取請求受付期間中を含みます。）においても当ファンドは存続し、約款変更^に異議を申立てたか否かにかかわらず、通常通り販売会社においてご換金を受け付けます。

■本件に関して、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

フリーダイヤル：0120-996-222（受付時間：土日祝日を除く午前10時～午後5時）

以 上